

第4回教育委員会定例会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称		教育委員会定例会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成21年4月14日 午後2時00分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	三神 和子（委員長）、加藤 正克（委員長職務代理者）、 清田 明、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、統括指導主事2名
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否		公開 傍聴人数 1人
非公開・一部公開の 場合は、その理由		
会議次第		<p>1. 第27号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について</p> <p>2. 第28号議案 臨時職員の任免</p> <p>3. 報告事項 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>4. 報告事項 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>5. 報告事項 豊島区教育委員会の非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>6. 報告事項 学校職員服務取扱規程の改正について</p> <p>7. 報告事項 平成21年度区立幼稚園・小中学校行事一覧</p> <p>8. 報告事項 主幹教諭の配置について</p> <p>9. 報告事項 必置主任の報告について</p> <p>10. 報告事項 平成21年4月1日現在児童・生徒数及び学級数 平成21年4月7日現在児童・生徒数及び学級数</p>

審議経過

委員長)

第4回教育委員会定例会を始めます。本日の署名は加藤委員と清田委員にお願いいたします。なお、傍聴希望のかたが1名いらっしゃいますが、傍聴を認めてよろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(1) 第27号議案 豊島区立学校衛生委員会の委員等の選任について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

昨年度の学校衛生委員会の開催内容について教えてください。

教育指導課長)

昨年度は学校衛生委員会を3回開催しました。第1回は学校衛生委員会の設置の趣旨を理解いただき、年間計画を考えました。第2回は学校衛生管理医師が職場訪問を6校行なったのでその報告を行いました。各学校の職場状況や休憩場所、トイレのことなどについてです。他に教員の病気発生率や精神疾患の状況について意見交換が行なわれました。第3回の開催に向けて、こういった活動を周知徹底していくために学校衛生委員会だよりを作成し、自らの健康保持へ活用してもらうために全ての教員へ配布しました。教員の健康衛生を守るという大切さを改めて感じさせていただきました。

委員)

教員における精神疾患の発生率が多いのでしょうか。

教育指導課長)

本区には、600人くらいの都費職員がおりますが、ここ1、2年は8人から10人くらいが病気休職です。そのうち精神疾患である者が6人から9人くらいですので、以前と比べると割合が高くなっているといえます。新聞等でも教員のメンタルヘルスについて話題となっており、解決すべき課題であるともいえます。

委員)

学校保健会との連携などは考えているのでしょうか。

教育指導課長)

学校保健会は児童・生徒の健康管理を議論する場であり、学校衛生委員会は教職員の健康衛生について議論する場です。基本的には両者が直結することはありませんが、学校衛生管理医師は学校医師会から推薦をいただいておりますので、そういったところでは関連性があると思います。

委員)

学校衛生委員会を3回行なった結果、その成果をどのように還元するのでしょうか。

教育指導課長)

学校衛生委員会で出された意見をさまざまな施策に反映させていこうと思います。昨年度は、休憩スペースはあるか、更衣室にベンチはあるか、トイレにウォシュレットが付いているかなどの意見があがりました。学校衛生委員会はこういった意見を直接議論する場ではありませんが、校長会の代表も出席しておりますので、メンタルヘルスという観点からも可能な限り対応していきたいと思います。また、今後の学校改築計画などにもこういった意見を取り入れていきたいと思います。

教育長)

新教育課程に変わり授業時数も増え、教職員、児童共に多忙感を感じやすくなります。ほとんどの地区は授業時数を増やすために特段の取組みをせず、学校で個別に対応しています。豊島区はそれにプラスして夏季休暇を3日減らし対応をしていますが、こうした取組みを行なっているところは全体で11%くらいです。多忙感解消のために学校は手を打っていますが、メンタルヘルスとそれが結びつくかは難しい問題です。

教育指導課長)

補足ですが、学校衛生委員会は法的な設置義務はありません。豊島区教育委員会は労働安全衛生法に基づき、要綱を定め、設置したということでございます。

委員)

衛生推進者は学校長が任命すると思いますが、ふさわしいのは養護教諭だと思います。副校長や副園長が多く任命されているのはなぜなのでしょう。

教育指導課長)

副校長は出退勤の管理や休暇取得の状況、健康管理の把握をしています。一方で養護教諭は教職員の健康診断の結果を把握しています。こういった両側面がありますので、衛生推進者を任命するにあたり、どちらに重きを置くかは校長の判断にまかせたという経緯でございます。

委員)

別表2に衛生について経験を有する職にある者とありますが、これは具体的に3年などの規定があるのでしょうか。

教育指導課長)

規定は特にございません。労働安全衛生法が基になっておりますので、その考え方に準じています。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第27号議案了承)

(2) 第28号議案 臨時職員の任免

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

教育長)

確認ですが、教育支援員の主な役割は何でしょうか。

教育指導課長)

従来は小学校1年生の31名以上の学級に配置、または肢体不自由な児童の安全確保、学級経営困難であるところへ配置するという項目がございましたが、平成20年度から1つの学級に特定することなく、学校の中の必要なところ、必要な時間に活用していただいて、問題を解決していきます。

委員)

学級経営困難という問題は教育支援員がいないと対応できないのでしょうか。

教育指導課長)

いくつかの理由があり、学級が落ち着かないという状況があります。例えば発達障害である多動の児童がいる場合です。就学相談で特別支援学級が望ましいと判断されましたが、保護者の強い希望で通常の学級へ就学した場合は1時間の授業をじっと座って受けるのは困難という現状があります。例えばこういった児童が学級に2～3人いると1人の先生では対応しきれません。特に小学校1年生は、それまで保育園や幼稚園で複数の保育士によるきめ細やかな指導を受けてきました。学校教育ではなく保育指導を受けてきて、4月になって席に座って授業を受けるというのは慣れるまでは大変ですし、小1問題とも言われています。これはベテラン教諭でも難しい問題であります。

委員長)

教育支援員をどの学級に設置するかは校長先生が決めるのだと思いますが、保護者にも要望があると思います。教育支援員を配置するにあたり、どこまで保護者の要望を反映させていくのかなどのガイドラインはあるのでしょうか。

教育指導課長)

ガイドラインはありません。ただ、特別支援教育に係わる校長先生の連絡会を年3回開催し、教育支援員の活動のありかたについて共通理解をはかっています。人が就けば問題解決になるのではなく、本当に必要な支援を子どもや学級にし、2、3ヶ月後に成果がでることを願って配置をし、効果がなければ別の方法を考えなくてはなりません。もう一度就学相談を進めたり、教育支援員ではなく巡回指導員が定期的に巡回し専門的な支援を強化するなど、期間を区切って評価をしながらその都度支援の方法を考えていくことが大切です。4、5月は1年生に重きを置きますが、その後は別の学級へ配置するなど、校長先生も工夫して教育支援員を配置しています。

委員)

問題が解決したら配置換えもあるということでしょうか。また学期ごとに配置の見直しを行ったりするのでしょうか。

教育指導課長)

すべての学校で7月までを第1回目の派遣としています。9月以降は1学期の状況や学校の努力も評価に加えて、問題の難しいところには優先的に複数配置をしたりします。問題が解決したところは配置なしということになります。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第28号議案了承)

(3) 報告事項第1号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(4) 報告事項第2号 幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

(5) 報告事項第3号 豊島区教育委員会の非常勤職員に関する規則の一部を改正する規則について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

小・中学校で対応している勤務時間や休日、休暇に幼稚園教育職員と非常勤職員も合わせたということでしょうか。

教育総務課長)

これは特別区人事委員会の勧告に基づき区職員についての改正であり、23区統一しての改正となります。東京都の職員については勤務時間はまだ8時間です。

委員)

では23区だけ勤務時間が7時間45分なのでしょうか。

教育総務課長)

国は7時間45分の勤務時間となっています。東京都については今年度議論をして来年度以降に適用になるかと思えます。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第4号 学校職員服務取扱規程の改正について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

教育長)

新任の副校長に向けて実務研修をしたほうがいいと思います。勤務時間が変更となったことに伴い、出勤簿、休暇簿の管理は職員の健康安全や児童の教育状況を知る上で重要です。円滑な学校運営に活用していただくためにも、教育指導課にて対応していただきたいと思えます。

教育指導課長)

新任の副校長研修は今月中に行なう予定です。豊島区のさまざまな仕組みを周知すると

ともに、今回の改正に伴う実務研修を行ないたいと思います。

委員)

元気回復とはどういう使われ方をしているのでしょうか。

教育総務課長)

職員の職務に専念する義務の特例に関する条例がおおもととして、職務専念義務が免除できる場合としては、研修を受ける場合、職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合、ほかに特別区人事委員会が定める場合があり、元気回復行事への参加は2番目の厚生計画への参加にあたります。具体的には年間2日間について職務専念義務の免除が適用され、内容は、豊島区、東京都職員共済組合、特別区職員互助組合等の団体が設置または指定した宿泊施設、体育施設を利用した場合に使用できます。カフェテリアプランという豊島区互助組合の事業や宿泊施設、レジャー施設を利用した場合にも使えます。特別区職員文化体育大会に参加の場合も使用可能です。

委員)

夏季休暇と同じような扱いなのでしょうか。

教育総務課長)

夏季休暇は休暇として条例に規定されています。元気回復はそれ以外に職務と関連する事業で仕事から離れねばならない場合で、職務専念義務免除という規定に対応しています。

委員)

勤務時間が7時間45分となり、分があることによって出勤簿、休暇簿の処理は大変だと思えます。休暇は分単位になるということでしょうか。

教育指導課長)

幼稚園の園長、教頭が要綱に基づき、中身について理解をしていると思えます。小・中学校はまだ時間単位ですので、今後区の方できちんに対応していきたいと思えます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第5号 平成21年度区立幼稚園・小中学校行事一覧

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

中学校2年生は尾瀬移動教室ですが、1校だけ猪苗代になっています。これはなぜでしょうか。

学校運営課長)

これは学校の希望により例年猪苗代で移動教室を行なっております。

委員)

他の学校から猪苗代で移動教室を行いたいという希望が出た場合は、それも変更可能と

ということでしょうか。

学校運営課長)

経費の都合もありすぐに変更というわけにはいきませんが、対応は可能でございます。

教育長)

以前は猪苗代に区の施設があったためそちらを活用していました。しかし施設閉鎖に伴い中学校校長会で現地視察を行った結果、2年生は尾瀬移動教室となりました。学校のプログラムが急には変更しにくいということで1校は猪苗代のままとりました。区の施設ではなくそれに準じる施設で移動教室を行なっているという経緯がございます。

教育指導課長)

補足しますと、農業体験を行なっているため、例年猪苗代で移動教室をしています。尾瀬ですと尾瀬ヶ原を歩くハイキング中心のプログラムになりますので、猪苗代では農業体験をしてそれをキャリア教育に結びつけていくということでございます。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第6号 主幹教諭の配置について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

自校昇任をしないと主幹教諭は配置できないのでしょうか。また、全都的にはどのような傾向なのでしょうか。

教育指導課長)

今年は5名が新たに主幹教諭に昇任されましたが、全員自校昇任でございます。一部は昇任と同時に他地区へ異動ということもありますが、豊島区では自校で昇任して主幹教諭を配置しています。また全都の傾向ですが、小学校の主幹教諭が足りないということは事実でございます。

教育長)

長期的な見通しでも、中間層の教諭が少ないのが現状です。大量退職は深刻な問題で指導者が少なくなり、教育のレベルについて危惧されています。学力向上が重要な課題として挙げられていて、経験に基づく研修や指導性をどのように育成していくかということが大切です。各学校でどのような人材を育てていくか、校長が中心となってこの問題に取り組んでほしいと思います。

委員)

小学校はなぜ主幹教諭が足りないのでしょうか。

教育指導課長)

小学校は女性教諭の割合が高いです。中間層で主幹教諭対象になる教員はいるのですが、

介護や養育の問題で校長が説得しても応じきれないのが現状です。女性層が多い小学校教諭の中では成り手がいないということです。

委員)

中学校は男性教諭が多いけれども、小学校は女性教諭が多いということが主幹教諭が足りないということにつながるのでしょうか。

教育指導課長)

小学校の管理職は足りないのが現在の状況です。中学校の校長が小学校の校長へ異動したり、副校長の研修が2年のところを前倒して1年にしたりしています。逆に中学校は管理職に合格して2年の研修を終えてもまだ副校長になれません。中学校は管理職が25名いますが、そのうちすでに10名は副校長試験に受かっています。2年以内のこの10名は抜けますが、小学校は23名の管理職のうち4名が副校長試験に受かっている1年の研修を経て副校長にならなければいけないという状況がございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第7号 必置主任の報告について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

主任などの役割がついていない教員は何割くらいいるのでしょうか。

教育指導課長)

平成20年度は小学校の教員数は428人で223人は主幹、主任教諭でございます。音楽や図工といった専科は学年といった考え方ありませんので、学年主任といった考え方から外れます。中学校は163人の教員のうち51人が主幹、主任教諭です。

委員)

主任教諭の選考基準はあるのでしょうか。

教育指導課長)

主任教諭に求められている層は中間層です。主幹教諭を補佐しながら若手を指導育成しながら、校内の校務文書に対して一定の責任を果たすことが主な役割でございます。区内で1番若い者が30歳すぎです。だいたい10年くらいの経験があるものから選考が始まり、それに見合った給与体系になります。

委員)

主任教諭の合格者が主幹教諭の受験資格者になるのでしょうか。

教育指導課長)

その通りでございます。昇任選考が変わりまして、A選考、B選考については主任歴が必須となりました。平成23年からはB選考は主幹職にある者のみが受験できます。A選考は主幹職または主任歴2年以上となり、選考基準については見直しがされております。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(10) 報告事項第8号 平成21年4月1日現在 児童・生徒数及び学級数、平成21年4月7日現在 児童・生徒数及び学級数

< 学校運営課長 資料説明 >

委員長)

ご質問等がございましたらお願いいたします。

委員)

幼稚園の児童が減少傾向なのはなぜでしょうか。保育園に行く割合が増えているからでしょうか。

学校運営課長)

豊島区の人口はここ2、3年は微増でございますので、幼児全体が減っているわけではないと思われまます。ただライフスタイルの変化、母親の就労などにより、幼稚園の需要よりは保育園が選ばれる可能性はあると思ひます。

委員)

私立の幼稚園との比較はあるのでしょうか。

学校運営課長)

私立幼稚園においても児童獲得には苦慮しているようす。しかし私立幼稚園は送迎バスや3年保育であるなど付加価値がありますので、公立幼稚園と一概に比較するのは難しいと思ひます。

委員長)

平成20年の小学校6年生の数と平成21年の中学校1年生の数が違ひます。これは私立の中学に進学したということでしょうか。

学校運営課長)

私立中学校に進学する割合が比較的高いというのが豊島区の特徴です。公立は公立の良さがありますので現実を謙虚に受け止めて、公立の良さをアピールしていきたく思ひます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(11) その他

平成21年度教育委員出席予定行事一覧

(午後4時30分 閉会)